

平成26年度第1回福岡県環境審議会議事録

日時：平成26年7月16日(水) 10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎 6階 603A会議室

(環境政策課：池田企画広報監)

定刻になりましたので、ただ今から平成26年度第1回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監の池田と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の長谷川から御挨拶申し上げます。

(環境部：長谷川部長)

環境部長の長谷川でございます。

本日は、お忙しい中、環境審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

当審議会は環境基本法及び自然環境保全法を根拠法令として設置されたものであり、本県の環境保全に関する事項を調査・審議するものです。

多様化している環境問題を解決するための施策を検討・推進するに当たりまして、本審議会における御審議が不可欠です。

本日は次第のとおり部会決議報告が4件、その他の報告が2件でございます。その他の報告の中では本年度の環境部の重点事項につきましても報告をさせていただきます。

簡単に御紹介いたしますと、1番目は、昨年3月に福岡県では「福岡県生物多様性戦略」というものを策定いたしまして、その戦略の推進のための事業を設けているところでございます。英彦山での希少生物の保護、あるいは「スイゼンジノリ」の保護と、そういったものが内容を連ねておるところでございます。

また、最近では大気に関する特にPM2.5の問題というのが非常に国民的にも大きな関心事項でございます。本年度は大気環境の測定局を増設する予定でございます。

また、アジア地域の環境改善への協力でございます。中国・江蘇省あるいはベトナムのハノイ市といった県として友好提携を結んでいるところに対する環境協力の内容を御説明差し上げたいと思います。

いずれも環境行政における重要事項でございます。

どうか、皆様の忌憚のない御意見をたまわりますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、当審議会委員35名中26名の出席で、2分の1以上の御出席をいただいております。従いまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

前回の審議会以降、1名の委員が交代しております。辞任された委員は、前九州経済産業局資源エネルギー環境部長井手信一委員でございます。

新たに委員に御就任いただきましたのは、九州経済産業局資源エネルギー環境部長折田憲一委員でございます。

また、吉井委員、折田委員、平井委員、七浦委員につきましては、代理で、九州農政局生産部生産技術環境課地球温暖化対策係長安藤浩史様でございます。

続きまして、九州経済産業局資源エネルギー環境部環境対策課長の竹内一雄様でございます。

続きまして、九州地方整備局企画部広域計画課長の古木慎一様でございます。

続きまして、第七管区海上保安本部警備救難部環境防災課長石山満春様に御出席いただいております。

続きまして、今年度最初の審議会ですので、本日出席いたしております福岡県環境部及び関係課の職員の紹介をさせていただきます。まず、先ほど挨拶を致しました環境部長の長谷川でございます。

(環境部：長谷川部長)

長谷川でございます。よろしく申し上げます。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして環境部 次長の甲斐でございます。

(環境部：甲斐次長)

甲斐でございます。よろしく申し上げます。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、環境政策課長の山下でございます。

(環境政策課：山下課長)

山下でございます。よろしく申し上げます。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、環境保全課長の中村でございます。

(環境保全課：中村課長)

中村でございます。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、循環型社会推進課長の山本でございます。

(循環型社会推進課：山本課長)

山本でございます。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、廃棄物対策課長の吉留でございます。

(廃棄物対策課：吉留課長)

吉留でございます。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、監視指導課長の大野でございます。

(監視指導課：大野課長)

大野です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、監視指導課産業廃棄物適正処理推進室長の佐竹でございます。

(監視指導課産業廃棄物適正処理推進室：佐竹室長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

自然環境課長の高田でございます。

(自然環境課：高田課長)

高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

農林水産部食の安全・地産地消課長の川口でございます。

(食の安全地産地消課：川口課長)

川口でございます。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：池田企画広報監)

農林水産部畜産課長の今村でございます。

(畜産課：今村課長)

今村でございます。よろしく申し上げます。

(環境政策課：池田企画広報監)

最後に、県土整備部河川課長の松延でございます。

(河川課：松延課長)

松延でございます。よろしく申し上げます。

(環境政策課：池田企画広報監)

それでは、お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりですので御確認をお願いします。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

それでは、議題に移りたいと思います。

本日は、まず当審議会から付託をいたしましてそこで御審議をいただき、決定をいただいた事項について報告を承らせて質疑・審議を進めてまいります。

本日はアジェンダにありますように水質部会で審議をお願いした件、温泉部会で審議をお願いした件等々でございます。

まず、「平成26年度水質測定計画の策定について」山崎水質部会長よりお願いいたします。

(山崎水質部会長)

それでは報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

平成26年度水質測定計画の策定につきましては、平成26年2月10日に開催されました前回の環境審議会において諮問を受け、同日午後に水質部会を開催し審議したところでございます。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年2月26日に答申がなされております。以上です。

資料1には、こういったところで測定しているか、例えば4ページですけれども、公共用水域の測定地域とそれから項目、さらに6ページには地下水の調査の地点と測定項目が記されております。以上です。

(浅野会長)

それでは、ただ今山崎部会長から、今年度の水質測定計画について審議をし

た結果、原案どおりで構わないとの結論が出たと御報告いただきました。

今、部会長から報告ありましたようにこの部会での決議に基づきまして、既に私がこの内容通り知事に答申しておりますので、今年度の水質測定はこの計画に従って既に始まっているものと承知しております。

それから、ただ今の報告について、何か御意見、御質問はございませんか。

特段、御質問ございませんでしょうか。

このカタカナの物質名を見ただけでも頭痛くなるようで、よくわかりませんが、こんなに多くの物質を調べているということですね。

御質問がないようですので、ただ今の御報告については、御了承をいただいたものとしします。

それでは、続きまして「大牟田市内河川に係る水質環境基準の類型指定の見直しについて」、これについても水質部会で御審議いただきましたので、山崎水質部会長から引き続き報告をお願いいたします。

(山崎水質部会長)

お手元の資料2を御覧ください。

大牟田市内河川に係る水質環境基準の類型指定の見直しということでございます。先ほどの水質測定計画と同様、前回の環境審議会において諮問を受け、同日午後に開催しました水質部会で審議を行いました。

この件について、少し説明を含めて報告させていただきたいと思えます。

前回の審議会の後に開かれた水質部会において、審議に必要なデータの提示が不十分であるということで継続審議になりましたが、3月27日に開催されました第2回水質部会において、事務局から追加資料を提出してもらい、改めて審議を行った結果、最終的には諮問案を了承する旨の決議に至りました。

この決議の後、5月2日から5月16日までの2週間に、県民の意見募集、いわゆるパブリックコメントを行いました。意見が寄せられませんでしたので、配付資料のとおり、6月3日に諮問案のとおりとする答申がなされております。

今回は、先程言いましたように、2回審議会を開催するということになりました。原因、理由というのは、先程申し上げたところでございますけれども、結局、資料が不足したというのは、大牟田川につきましては、B類型の基準をギリギリで達成しておりましたのですが、基準をB類型にあげても大丈夫かということが議論の対象になったところでございます。つまり分析誤差ですとか自然現象もありますので、B類型ギリギリのところをB類型に指定した場合にですね、将来的に、基準値を超えることがあるかもしれないということが議論になりまして、類型をEからBに一気に上げるのではなく、ひとまずC類型に上げて様子を見た方がよいのではないかと、といった意見がありました。

結果的には、下水道計画ですとか、現状につきまして少し長いスパンで検討しました結果、原案どおりで良いということになったのですが、そういった意見があった上で、了承するという事になったことを報告いたします。

また、汚濁負荷のほとんどが生活系であることから、市民への啓発にも十分配慮して、また推進していただきたいということでございます。

もう1つ諏訪川ですが、これについては、若干内容が専門的ですので説明し

にくいところなんです、上流側が一般的に水質が良くて下流側が一般的に水質が悪いというのが普通なんですけども、この場合、下流側の方が上流側より少し水質が良かったので、その原因について議論が行われました。

結論を先に言いますと、上流側というのが「湛水」、要するに堰の上流側で水が溜まっているところですね、そういったところで採水しますとどうしても藻類ですとか、いわゆる内部生産と言われているんですけども、そういったものによるBODの上昇が起こりがちである。今回もそうであったんじゃないかという結論に至りまして、B類型の指定ということを了承したわけでございます。

さらに、湛水域の内部生産というのは全国的にも生じておりますので、福岡県においても上水道の利用が難しくなるという問題が生じてくるのではないかとということで、検討を要するという意見が出たことを申し加えておきます。以上です。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今部会長から大変丁寧に御説明をいただきまして、黙ってさっと通すようなことはしていないということがよくおわかりになったと思いますが、何か御意見、御質問はございませんか。

(栗原委員)

栗原と申します。

先程の御説明の中で、諏訪川の方の上流と下流でBOD値が特に違うということでしたが、取水のポイントが毎回同じであるということで、今後取水のポイントの見直しというのはされないのでしょうか。

(山崎水質部会長)

説明を少し急いでさせていただきましたので、わかりにくかった点があると思うのですが、取水と止水というのがあってですね、上流側のBODが高かったという原因は、止まる水と書いて「止水」というんですけど、堰の上に水がたまる、それを止水と今説明したんですけども、それが水質悪化の原因になっているわけですよ、全国的に。

その状況もきっちり把握する必要があるということですので、水質が良いところに変えるとかですね、水たまりの上流側の方で採水すればそれだけ水質は良くなるわけですね。

ただ、それが本当の水質かと。県でおさえおくべき水質は何なのかということですよ。それで、今回は、変更しようというような話にはもちろんならなかったんですけど、更に上流側というのが確か上水道に取水されていたんですね。ですから、実際に利用する場所で水質を測定する必要もありますよね。どうでもいいところではなくてですね。

そういったところから、調査地点についてもいくつか議論があったのですけ

ど、最終的には現状どおりでいいということになりました。以上です。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。

(栗原委員)

はい。調査地点の見直しは行わないのですね。

(山崎水質部会長)

行わない。

(浅野会長)

正確に言うと環境基準点ですね。部会長から説明がありましたように、取水堰というものですから、結局水道水として水を取るという場所がやっぱり一番基準として挙げないといけない、ということなので、そこで今やっているから特に変える必要もないという結論になったということですね。

他に何か御質問御意見ございますか。

(田中(綾)委員)

よろしいですか。

(浅野会長)

はい、どうぞ田中委員。

(田中(綾)委員)

先程の質問に関連するのですが、例えば方法論ですね。県の方で、水を取る時の方法などのマニュアルみたいなものが作られているのでしょうか。

(山崎水質部会長)

わたしも詳細を全部理解しているわけじゃないんですけど、最低限それぞれのポイントでは、例えば潮汐があるとかですね、流量が多い、少ない、とかいう中で平均的なところをとるという形の、それぞれごとの取水についてのマニュアルといたしますか、手順といたしますか、それは策定されていたと思うのですが、その詳細についてはもし良かったら事務局の方からお願いします。

(浅野会長)

はい、それでは環境保全課長。

(環境保全課：中村課長)

採水する場合のマニュアルを作っております、平均的水質のときに取ると。当然、海岸近くになりますと潮の満ち引きとかもあります。それも含めてその

辺のマニュアルは作成しています。

(浅野会長)

よろしいですか。

たぶん、環境基準のことですから全国的にもそんなにばらつきがあっちゃいけないので、昔から色々やってきて一つの公式が定着しているものと思います。

他に御質問、御意見がございますでしょうか。

これはどなたに答えていただいたらいいのでしょうか。先程の部会長の報告の中でもありましたが、今後の水質維持については、生活排水の汚濁負荷の様子が非常に大きいので市民の協力が不可欠であるという括りにはなっているのですが、この点については、県から大牟田市に対して然るべく、そのような意見が出ているということが伝わっているのでしょうか。

(環境保全課：中村課長)

この審議会の内容、部会の内容につきましては、大牟田市の方にその旨を伝えております。

(浅野会長)

ありがとうございました。

大牟田市にも環境審議会がありますので、そこでもまた議論していただけるものと思います。

他に何か御質問御意見ございますか。

よろしゅうございましょうか。それでは、この報告についても皆様方から御了承いただいたということにさせていただき、ここで議論を終わりにさせていただきます。

それでは山崎部会長どうもありがとうございました。

続きまして、「温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置の許可申請について」、これは日常業務的なものでございますけども、これについて田口温泉部会長から御報告いただきます。

(田口部会長)

温泉部会長の田口です。

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を2回開催いたしました。その審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

資料3を御覧下さい。

なお、この審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

従いまして、傍聴者の方々への配付資料につきましても、申請件数と審議の

結果のみの記載にとどめさせていただいております。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1ページを御覧下さい。

平成26年2月10日の環境審議会において付託を受けました、動力の装置の許可申請2件の諮問につきまして、同日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に2ページを御覧下さい。

審議の結果、ここにありますようにいずれの案件につきましても「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年2月26日に答申がなされております。

続きまして3ページを御覧下さい。

平成26年5月15日に会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請2件及び下の動力装置の許可申請2件の諮問につきまして、6月4日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

この結果につきまして4ページを御覧下さい。

審議の結果、いずれの案件につきましても「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき6月24日に答申がなされております。以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。

それでは、温泉部会での審議の経過について御説明いただきましたが、何か御質問御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは特段の御質問御意見がないということにさせていただきます、これについても報告を了承いたしました。

それでは、部会で取り扱っていただきました案件の最後でございますが、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条に基づく対策地域の指定について」、これについて山崎水質部会長から御報告いただきます。

(山崎水質部会長)

それでは報告させていただきます。

お手元の資料4を御覧ください。「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条に基づく対策地域の指定について」でございます。

本件につきましては、先ほどと同じように2月10日に開催されました前回の環境審議会において諮問を受け、同日午後開催いたしました水質部会において審議を行ったところでございます。

本件は、ちょっとややこしい話が若干入ってくるのですが、平成22年6月に環境省が農用地土壌汚染対策地域の指定要件を改正いたしました。それ

に伴って、対策地域に隣接している未指定地域で調査を行った結果、食品衛生法の規格基準を超えるカドミウムを含む米の生産が確認されたことから、新たに対策地域を指定することです。

結論を申しますと、以前は米1kgあたり1mgのカドミウムの濃度と言いますが、それを基準にしていたわけですが、この変更と言いますのは1kgあたり0.4mgという風に濃度を環境省が下げてきたわけですね。それに対して、結果的に詳細につきましては、資料4の3ページに「指定区分及び指定面積の表」が書いてございますけども、当該地域を含む概ね1.5haの区画を基準として20区画に分けて調査されております。米のカドミウム濃度は先程言いましたように0.4mg/kgを超える生産地域、場所が5区画確認されておまして、同ページの中ほどにあります指定要件の1号地域の要件を満たしておりますので、ここを指定地域としたということでございます。

また、1号地域の近傍の地域におきましても、1号地域の土壌中のカドミウム濃度を超えるおそれが著しい区画が15区画確認されており、同じく指定要件の2号地域の要件を満たしておりますので、1号、2号地域、合わせて20区画、面積で言いますと、32.09haが指定要件を満たしております。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、本年2月26日に資料4の1ページに示すとおり答申したところであります。

なお、指定要件を満たした地域につきましては、資料4の6ページのとおり、本年4月30日に県が農用地土壌汚染対策地域に指定しております。官報がそこに示されております。

ちなみに、1号地域、2号地域と言いますのは、1号地域は実際にカドミウム濃度が0.4mg/kgを超える値がでてきたところが1号地域。2号地域と言いますのは、0.4mg/kg以上を含む米が生産される恐れが著しい地域。1号地域は認められるということ、2号地域の方は恐れが著しいというふうな二つの地域の指定になっておまして、それぞれ申しあげましたような地域指定を行っております。以上です。

(浅野会長)

ただ今、部会長から御報告があったとおりでございます。結論的には諮問のとおり指定をするということになったということでございます。

前にもこれは申しあげましたが、環境省が基準を厳しくしてきたというのは事実ですけども、勝手に厳しくしたのではなくて、国際基準が厳しくなってしまうものですから、これはやむを得ず今後それに合わせざるを得ないということでございます。特にカドミウムについては、日本はコメとの関係で非常にセンシティブですから、国際的な基準を作るときにも日本の事情を強く主張してきてはいるんですけども、なかなかそれも通らないという状況で基準が厳しくなっているというわけです。

特に、今もおっしゃいましたが、この環境基準は非常に妙な基準の作り方に

なっております、土壌そのものの中にカドミウムがどれだけ含有しているかじゃなくて、その土壌のもとで獲れるコメに着目して、コメの中にカドミウムがどの位入っているのかということで基準を決めるというやり方ですから、環境基準としてはかなりユニークな方法です。ですから、食品衛生法の基準が変わると否応なしにこちらも変えざるを得ない、そういう宿命にもなっております、この基準を変える段階ではかなり厚生労働省ともやりあいましたけども、結局しょうがないな、とこういうことになったわけです。というわけで、ダイレクトに基準を超えるコメが獲れるところが1号地域で、その近傍というのは基準を超える恐れが結構高いという場所のことですね。これは全部悉皆的に土をほじくり返して調べることでできませんから、ポイントを決めて調べていきます、そうするとやっぱりその隣接地については真っ白というのは中々言いくくって、やっぱり危ないというんであれば一応対応してもらってということになるので、このような区分けになっているということです。

何か御質問がございますでしょうか。

どうぞ。井上委員。

(井上(眞)委員)

どちらかと言うと事務局にお尋ねしたいんですけども、この資料の4ページにカラーの地図がありますけれども、この赤で囲ってある部分っていうのがカドミウム要観察地域ということですよ。

それで、その中で既に解除されたところがありますね。取組状況が書いてありまして、H17年とかH23年に解除って書いてありますけれども、これはその当時のその米の中のカドミウム含量はどれくらいの数値でクリアしているのか、現在もそのクリアした基準は生きてるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

(浅野会長)

はい、それではこれはどなたが答えいただけますか。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

4ページの地図で網掛けをしている部分、昭和開地区、昭和開西部地区というのは、ここはもう既に客土工事が終わっております。ここではすでに客土工事が終わっておりまして、その米もですね工事が終わって6年間調査をしておりますけども0.4を超える米はでておりません。

昭和開北部地区、ここが昨年客土工事が終わりました、これから6年間ですね追跡調査をするようにしております。その第二地区というところが今回指定された地区でございます。

ですから、大牟田市の昭和開の新しい干拓地については、この第二地区の指定をもって全て指定されたということになっております。

ただ、指定された地域は順次客土工事をしてカドミウム米が出ないように対策をとっているところで、第二地区につきましても、今回の指定を受けまして平成28年から客土工事に入るという予定にしています。

それ以外に色が塗ってあります北部地区、それと南部地区っていうのは、ここについては干拓地ではございませんけれども、以前、カドミウム米が1ppmを超えるというものが出ておりますので、ずっとここについてもロット調査っていうのをやっておりまして、ここから出てくる0.4ppm以上の米については流通しないように毎年調査をやっているところでございます。

以上でございます。

(浅野会長)

よろしいですか。

(井上(眞)委員)

はい、ありがとうございました。

(浅野会長)

それでは田口委員。

(田口委員)

二つあります。一つは、4ページのカドミウムの要観察地域という範囲と、ありますが、今回の指定地域はその中に入っていると思うのですが、指定地域の外は定期的にやはり分析とかなされているのでしょうかということと、今回の8ページで指定対象地域になったのですが、3ページでいくと1号地域と2号地域に分けて、1号地域は確認されたけど2号地域は恐れがある地域ということですが、8ページでいくとそれがどこにあたるのか、その汚染が確認されたこの中の一体どの辺なのでしょうということですか。

(浅野会長)

はい、それではただ今の御質問についても川口課長からお答えくださいますか。

(川口課長)

最初の御質問の4ページの赤い部分のところにつきましては、これはカドミウム要観察地域ということで、お米の調査をやったところではありませんが、当時、厚生省が髪の毛かなんかの調査をやったんですね、カドミウムの三井工場からの影響があったというような地域を指定しておりまして、具体的にそのお米から出てくるということは、このところからは一度あの3年間、調査をやっております、そこから1ppm以上のお米が出たところについて、今さっき説明

したところが出てきているので、ずっとその調査を続けているということでございます。

それと、2番目の御質問のどこから0.4ppm以上のお米が出たかっていうのはですね、この地図ではちょっとお示しは出来ておりません。ただあの、1.5haずつ区画を決めて今さっき言いましたように20区画をやっておりまして、その内5区画から出ておりますので、それについては水質部会の方で詳しい区画地図はお示しして説明をしたところでございます。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。

詳しい地図はあるようですから、もしあれでしたらあとでまたその地図をお示し下さい。

(田口委員)

すいません、要観察地域で現在も何もやってないということでしょうか。

(浅野会長)

要観察地域はだから農用地の問題とはちょっと別なのですね。

人々の、そこに住んでおられる方の健康管理という意味での要観察ですね。

ちょっとそういう説明がないと何となく紛らわしいなという気はしますから、もし質問があればそういうことが分かるようにして下さい。

他にございますでしょうか。

よろしゅうございますか。この件について特に御質問がこれ以上ございせんようでしたら、本件につきましても部会の決議内容について御了承いただいたということによろしゅうございますか。

それでは、部会で御審議をいただいた内容についての御報告は以上ということにして、次はその他の報告、事務局からの御報告でございりますが、先程部長の御挨拶もありましたように、平成26年度の環境部の重点施策について事務局から説明をいただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

(環境政策課：山下課長)

私の方から環境部の重点施策について、御報告させていただきます。

資料は右肩に「5」と打った資料でございます。

1枚めくっていただきまして、1～9の重点施策について、その概要を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

「アジア自治体間環境協力推進事業」でございます。

この事業は、本県の友好提携地域の環境問題の解決、そして本県の環境産業

の振興に資するため、公害克服の過程で蓄積をいたしました環境技術やノウハウ等を活用いたしました環境協力事業を実施することが事業目的でございます。

2の事業概要でございますが、(1)は平成18年度から実施しております国際環境人材育成事業でございます。内容的には2つに分かれておまして、まずは①の方ですけれども環境管理コースということで、中国コースとベトナム、タイ、インドコースとそれぞれ分かれて18日間の研修期間を設けまして、研修内容といたしましては、廃棄物や大気・水環境といった総合的な研修を行うものでございます。

それから②の方でございますが、環境教育リーダー育成コースということで、今年度はベトナム・タイの行政官を対象に10日間の研修を行うことといたしてございます。内容といたしましては住民の環境意識啓発に特化をいたしました研修を行うことといたしております。

それから(2)の国際環境協力事業でございますが、これは具体的な協力事業でございます。まず①がベトナム・ハノイ市におけます福岡方式廃棄物処分場建設についてでございます。これまでも技術協力を行ってまいりましたが、先月の6月7日に着工いたしましたところでございます。福岡方式というのは右側に図を載せておりますけれども、これは処分場の断面図でございます。処分場の中に穴の空いた管ですね、直径が60cmほどありますが、そういった管を処分場の中に這わせます。その管は穴が開いておまして、ゴミが入りますとここに発酵熱が発生してその熱を利用して下から空気を取り入れて処分場の中に酸素を送り込むと、その関係でバクテリアが活性化をして早期に分解をさせ、硫化水素やメタンといった有毒ガスの発生が抑制できるという仕組みでございますが、この仕組みの処分場を今造っているところでございまして、3月の竣工に向けた現地指導等を行って参ることといたしております。

それから②が中国・江蘇省との関係でございます。平成24年度に江蘇省との間で「環境技術交流研究会」というものを設置いたしまして、そこで大気汚染対策について、協議を行ってまいりました。今年度からは環境省の「都市間連携強化支援事業」を活用いたしまして事業を進めるということにいたしております。今年度事業といたしましては、専門家派遣、あるいは江蘇省からの訪日研修こういった研修を行うことといたしております。

また、③のタイ・バンコク都でございますが、バンコク都の関心は環境啓発、ここに強い関心を持っておりますので、具体的な環境啓発事業を提案するための事前調査を行うこととしております。

それから、(3)は「アジア自治体間環境協力会議」の開催ということで、私共が行っております協力事業について専門家の先生方に助言を得るために、開催をしているものでございまして、会長は楠田哲也九州大学名誉教授でございます。

続きまして2ページをお願いします。

「大気汚染監視強化事業」でございます。

この事業は、大気常時監視体制の充実を図ることによりまして、大気汚染状況を的確に把握するとともに、PM_{2.5}の注意喚起及び光化学オキシダント注意報発令を的確に行うための事業でございます。

事業概要といたしましては、PM_{2.5}等の広域的な大気汚染の状況をよりの確に把握するため、専門家の意見を踏まえ、既存大気測定局の空白地域に4局増設することとしております。

左側の図がございまして、黒い枠で囲んだところが現在設置をしている大気局10局でございます。

それに今回赤の四角で囲んだ区域について、大気局を増設するというところでございます。

PM_{2.5}の測定は県だけじゃなくて政令都市、それから大牟田市、久留米市も一緒に測定をしております、今現在で35局で測定をいたしているところでございます。

それから(2)でございまして、PM_{2.5}注意喚起等の情報をこれまでホームページや防災メールまもるくんで発信してきておりましたが、データの入力作業を手作業で行ってございまして、これを自動配信するというところでございます。そういったシステムを今構築しているということでございます。

3ページをお願いいたします

「水環境監視強化事業」でございます。

この事業は、新たに水生生物の保全に係る環境基準項目等が示されたということで、県内の河川等の汚濁状況を把握するとともに、水生生物保全に係る環境基準の類型指定を行うことで、水質改善に寄与しようという事業でございます。

事業概要といたしましては、新たな水質項目の常時監視ということで具体的には左側に四角で囲んだ※1と※2と書いたものがございまして、まずは新規の環境基準項目というのが※1にあたる物質でございまして、それから※2、ここが要監視項目といわれているものでございます。これらの項目について、水質調査を新たに行うということでございます。

それから(2)の「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定」ということでございまして、類型指定というのは下の方に※印で書いてございまして、実際の環境基準値と言いますのは、水系の類型指定をすることで初めて基準値が設定されます。例えば、水生生物で申しますと、イワナが生息している水系については、基本的には生物Aと認定して行われることとなりますが、そうなりますと、※1のところのノニルフェノールといった物質の基準値は1ℓあたりで0.001mgとこういった基準値が設定をされるわけでございます。それから、コイ・フナといったような生物が生息している水域は、基本的には生物Bという類型指定になるわけでございますが、その場合は、この図の0.002mgとこういったように類型指定することで具体的な基準値が定まる。こういった作業を左側に事業スケジュールの表を掲げておりますが、今年度は博多湾

流入河川、それから大牟田川市内河川というものについて水質調査と生物調査を行うと、あと、それぞれ水質調査等行いながら27年度以降類型指定を行っていくということで海城・湖沼含めて平成32年度を目途に作業を行っていくということでございます。

4ページをお願いします。

「食品廃棄物リサイクル推進事業」でございます。

この事業は、スーパーやレストラン、それから病院等から排出される食品廃棄物は、一般廃棄物の1割強を占めておりますが、リサイクル率は約20%と非常に低く、リサイクルされないものは市町村が焼却処理をするわけですが、このコストが市町村の財政を圧迫しているという問題が1つございます。

それから食品廃棄物は、色んな成分から成りたっておりまして、また、ビニール容器とか割り箸とか色んな異物が混入しやすく、飼料化・肥料化を行うには精度の高い分別が必要になってまいりますので、今以上のリサイクル、飼料化・肥料化のリサイクルというのはなかなか進展が期待できないという問題がございます。

そこで、分別が粗くても対応が可能で、電気等の使い勝手の良いエネルギーに転換可能なメタン化によるリサイクルを、民間事業者が実施できるよう取り組んでいるところでございます。

事業概要のところでございますが、県とリサイクル総合研究事業化センターここが主体となりまして、事業化に向けた事業化検討会を設置いたしまして実効性のある具体的な事業計画の策定、あるいは回収量の確保や市町村の排出事業者との協力体制の構築を図っていこうといたしております。それから、事業化検討会の検討に先立ちまして、県内排出事業者に対しまして発生量や処理事業を把握するための実態調査を行っていくものでございます。

5ページをお願いします。

「浄化槽整備促進事業」です。この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的な浄化槽の整備を図るものでございまして、浄化槽整備は個人が設置をいたしましたものに対して国・県・市町村が補助をするものでございます。また市町村が設置をいたしまして、これは個人から負担金を取るわけですが、国・県が補助をする市町村設置型という2種類がございまして、本年度は県内48市町村で個人設置型の浄化槽の整備が行われることとなっております。また7市町で市町村設置型の浄化槽の整備が行われる予定でございます。

6ページをお願いします。

「産業廃棄物最終処分場対策事業」でございます。

この事業は、飯塚市の産業廃棄物最終処分場において確認をされました生活環境保全上の支障のおそれを除去するための代執行を昨年度から実施をいたしているものでございます。今年度の事業といたしましては、まず、2の方の(2)

になりますけども、揚水設備を今後設置しまして、地下滞留水を汲み上げてその処理の委託をすることといたしております。

それから、その下のポツになりますけども地下滞留水、それから処分場内の地下水のモニタリングと（３）でございますけども、周辺の地下水等のモニタリングの実施をすることといたしております。

それからこのモニタリングの結果につきましては、（１）の専門委員会に報告いたしまして、行政代執行の効果を検証していただくとともに、下の方のスケジュールにありますけども、平成２７年度以降に実施を予定しております、鉛が溶出する廃棄物層による支障のおそれを除去するための工法について御審議いただくこととしております。

７ページをお願いいたします。

「監視指導強化事業」でございます。

この事業は、不適正処理の早期発見・早期対応が重要であることから、昨年度から実施をいたしているものでございまして、事業の概要としましては、安定型最終処分場が県内には１９ヶ所ありますが、これらの処分場につきまして５年に１回の処分業の許可の更新時期に合わせて、定期的に実際に掘ってみて何が埋まっているか確認をするということでございます。掘削調査を行うことによりまして不適正処理の早期発見・早期対応につとめているところでございます。

昨年度、掘削調査を４件行っておりまして、その内１件でまとまった木くずの埋め立てが確認されましたので、適正処理を指導し、改善に至っているところでございます。

（２）でございますが、不法投棄やあるいは野外焼却等の不適正処理は休日・夜間に行われることが多いわけでございますが、この休日・夜間のパトロールを現在、警備会社に委託をして行っておりますが、この委託を６班体制から今年度は８班体制に充実して取り組むものでございます。

８ページをお願いいたします。

最後の８ページ、９ページのこの事業は、生物多様性の関係でございまして、平成２５年３月に「福岡県生物多様性戦略」を策定いたしまして、昨年の審議会にて御報告をさせていただいたところでございまして、この多様性戦略の推進を目的とした事業でございます。

まず、一つめが「多様な主体による生物多様性戦略推進事業」でございます。この事業は、NPO・ボランティア団体、事業者等多様な主体による具体的な取組を進めることで、地域における生物多様性の保全を推進するものでございます。

２の事業概要でございますが、「ふくおか生きもの見つけ隊」といたしまして、小学校５年生・６年生が中心になりますけども、県が指定をいたしました生物、左側にカッコで囲んでありますが在来種・外来種合わせて１５種の生き物について調査を実施するもので、現在募集を行っているところでございます。７月１

1日現在で810名の応募がっております。

また、自然公園におきまして、市町村やNPO等による自然観察ツアーを促進するため、モデルコースを設定いたしまして、ルート上の動植物を紹介する観察マップを作成することといたしております。

次に、(2)の外來種対策でございますが、生息状況調査を行いまして、平成28年度に「外來種ブラックリスト」を作成する予定でございます。

加えまして、外來種の生息域拡大の原因となっておりますペット外來種の野外放逐対策として、終生飼養に関する普及啓発を行っているところでございます。

(3)は、朝倉市の黄金川に生育をしますスイゼンジノリ、これは国と県の絶滅危惧種に指定されておりますけれども、スイゼンジノリの保全対策といたしまして、県、市、地元保全団体で設置しました協議会によりまして、保全活動を実施しているところでございます。

9ページをお願いいたします。

最後でございますが、「英彦山絶滅危惧種保護対策事業」でございます。

この事業は、英彦山の絶滅危惧植物の保護をはかることで豊かな自然環境を守るとともに、英彦山の魅力向上を通じて筑豊地域の活性化にも寄与することを目的といたしております。

事業概要でございますが、英彦山の国定公園特別保護地区等に生育します絶滅危惧植物をシカの食害から守るということで、左の四角でございますけれども、まず、植生調査をいたしまして種子を採取して、これを県の保健環境研究所で冷凍保存をする、シードバンクでございますが、そして、一部は保健環境研究所等での栽培をしてそれをまた英彦山へ戻すと、シカの食害に合わないよう防護柵を設けまして保護をすると、この防護柵の維持管理につきましては地元NPO、あるいはボランティア団体と協働して行っていきたいと、このように考えているところでございます。

以上が、環境部の平成26年度の重点施策の概要でございます。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。

大変、意欲的で且つ盛りだくさんの施策が並んでいますが、これらについて、どうぞ御自由にご質問やご意見を出していただければと思います。どこからでも結構です。

(伊藤委員)

すいません、大気汚染の監視強化というところについてなんですけれども、モニタリングポイントを増やしていただくのは大変結構だと思いますが、最終的に情報発信するときには行政区画の関係で、北九州市と福岡市が別ではありませんか。ただ、見る方からするとやっぱり自分が居るところが一番気になるので、

そういった情報をいただいて総合的に一度に見える形にさせていただく方が、住民だとか他の方々にとっても非常にありがたいと思うのですが、そういったことが可能なかどうかお伺いしたいのですが。

(浅野会長)

はい、では環境保全課長からどうぞ。

(環境保全課：中村課長)

先程説明があったのですが、今回4局増やすと全部で39局の測定結果が出るのですが、今現在ですと、県のホームページの中で39局分全てPM2.5が見られるような状況にしております。

全部県にリンクしてその辺の一覧表が見られるような形では整備している状況でございます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

はい。

(浅野会長)

それでは、田中委員どうぞ。

(田中(綾)委員)

2つ質問があります。まず、アジア自治体間環境協力推進事業の中のベトナム・ハノイ市の件なのですが、この福岡方式というのは、福岡市さんは色んなところでやられていると思うんですが、お互いの協力関係はどのようになっていますか。福岡市は自分のところで処分場建設していますけども、福岡県さんは処分場お持ちではないわけですから、実際のノウハウというのは福岡市の方に蓄積されているように思うんですね。ですので、こういう事業をより良いものにするために自治体間協力を是非していただきたいと思います。これは要望です。

それから、もう一点ですが、産業廃棄物の管理監視についてです。安定型の処分場を掘削やボーリングをして廃棄物を調査するという方向で進めておられるということなのですが、情報を得るために良いことなのですが、処分場は広いですので、掘削をする場所によっては必要とする情報を特定出来ないということもあると思うんですね。そういう意味では、浸透水の調査というのが義務付けられていますので、その浸透水の調査との関連からある程度の傾向をつかむということもされたら良いのではというのが要望です。以上です。

(浅野会長)

この件について、ではまず、環境政策課長どうぞ。

(環境政策課：山下課長)

わたしの方から最初の方の福岡市との協力関係でございますけども、田中委員がおっしゃられましたように県自体は処分場を持っていないわけですが、福岡市と相談をして進めておりまして、今日もハノイからみえてますけども、福岡市の処分場を見せていただき、その時に福岡市の職員から処分場についての説明をしてもらっています。それから、この事業を進める時は、福岡市に報告をしながら、進めているところで、情報は常に福岡市と共有をしているということでございます。

(監視指導課：大野課長)

安定型の掘削調査でございますけども、基本的には浸透水の義務付けのある、要は施設としての安定型処分場と義務付けのない規模未満の処分場とございますけども、出来るだけ水が取れますものはですね、取りまして調査は行うようにしております。以上です。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。

(田中(綾)委員)

はい。

(浅野会長)

他に御質問御意見がございませんでしょうか。

はい、松富士委員。

(松富士委員)

松富士でございます。

いくつかございますけども、1つは食品廃棄物リサイクル推進事業ですけども、新聞等拝見しますと、メタンから水素をとって、水素エネルギーとしての利用とか、そういうふうなことが盛んに行われているようですが、県では、そこまで考えているということなのか、単にメタンをとるということだけの事業なのかというのが1件です。

2件目はですね、生物の多様性ということで、今県で非常に積極的にやられていますので、私たちも今度生物多様性の講演会というのを10月に企画したりしておりまして、特に外来種の問題とそれから希少種の問題と合わせて色々

やろうと思っておりますが、ここに一応書いてあるのはどちらかと言うと外来種
のことが重点的に書いてありますけども、希少種の保護というのも含めてや
っていかねばいけないんじゃないかと思いますが、その辺のところをどう
やられてるかというのが2件目ですね。

それから3件目は、英彦山の絶滅危惧種の重点ですけれども、シカの食害と
いうことでシードバンクをやられているということですが、英彦山のシカの食
害というのは非常にひどくあまり効果もあがってないと聞いておりますが、こ
の辺、もう少し具体的に説明いただければと思います。以上です。

(浅野会長)

はい、それでは今の3点について。事務局からどうぞ。

(循環型社会推進課：山本課長)

食品廃棄物のリサイクルの関係でございます。

今の質問は水素まではしないのかということでございます。今現在は水素
まではちょっと考えておりません。以上でございます。

(浅野会長)

はい、では自然関係について。

(自然環境課：高田課長)

自然環境課の高田でございます。

まず、希少種についての取組ですけど、2001年レッドデータブック、こ
れは福岡県内の希少種をリスト化し、対策等を盛り込んだものですが、これの
改訂を進めておまして、最終版であります魚類等を網羅したレッドデータブ
ック第二版を9月に発刊する予定でございます。これの発刊と同時に、発刊の
イベントなども開催いたしまして、県民の皆様には希少種の情報をさしあげると
共に、これを今からどうやって守っていくべきか等の呼びかけを行っていき
たいと考えております。

それから、英彦山のシカの食害でございますが、植物に対するシカの食害が
大変今深刻でございます。それでこのような重点を始めたわけでございますが、
シカの捕獲など、この数を減らすという問題に関してはまだまだ不十分でござ
います。英彦山が霊山であるということ、それから、登山の方々も多く、な
かなか鉄砲などの使用も難しいということ。これに関しては、今後地元の方々
とよく話し合っていないといけないと思っておりますが、危急な問題でござ
いますので、このような種子を守るとか、それから苗を自分たちで育ててもら
うというような取組から、まず進めるところでございます。以上でございます。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

(畜産課：今村課長)

畜産課の今村と申します。

畜産課の方では農林水産物に対する鳥獣被害を行政としてやっているところ
でございまして。今、御質問のシカについてなんですけども、英彦山だけではなくて、
県域から言いますと平成25年は、農林水産物被害が2億6500万と
いうことで平成24年度から約1600万くらい減少しております。

問題の捕獲数でございまして、これは犬鳴英彦山系で年間捕獲数の目標が4
000頭というところで捕獲をしているところでございます。それに対しまして、
平成25年にはですね、6500頭ということで目標を上回って捕獲をし
ていただいているというような現状でございまして。以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。

それでは他に御質問御意見がございまして。はい、どうぞ葉原委員。

(葉原委員)

浄化槽整備促進事業についてお尋ねなんですけども、こちら結構多額な予算
が予算額として計上されているのですが、こちらは平成26年度内に対象事業
を実施して終了するという理解で、よろしいでしょうか。事業概要がちょっと
あまりないのでわからないのですが、計画というのはどのようになってますで
しょうか。

(廃棄物対策課：吉留課長)

廃棄物対策課でございます。今おっしゃいましたように26年度、単年度で
浄化槽を据え付けていただくと、それで県全体で4億9000万余でございま
す。以上でございます。

(長谷川部長)

補足させていただきますけども、浄化槽の整備というのは、当然生活雑排水
処理の推進にあたりますが、他に下水道の整備もございまして。そういったこと
から、下水道、それから浄化槽、そして、一部農業集落排水事業とか漁村集落
排水事業もございまして、こういうものトータルいたしまして汚水処理構
想というものを作っております。これは、各市町村で今後どのように整備して
いくかということで、整備の期間を設けてですね、平成27年度までですけど
も、現在の計画を進めていくことにしているわけです。それを、浄化槽分を単
年度に割り戻してみると単年度あたり5億円くらいの補助を行えば計画どおり
に進むということで事業化を図っているところでございます。

(浅野会長)

御理解いただけましたか。

(栗原委員)

はい。恐らく浄化槽を整備すれば結果的には河川の浄化に繋がるということもあると思いますので、よろしければその前後で、例えば河川の水質が常になくなったとうフィードバックがもしあればより効果的かなと思います。ありがとうございます。

(浅野会長)

これだけがきめてで効果を上げるということはなかなか難しいかもしれませんが、総合的にやらなければならないと、環境基準の達成のためにどうするかというの各水域ごとに計画を立てないといけません。これも全体構想の中で計画的に浄化槽も整備をする。これだけの予算が毎年使われているってことは実はよく知らなかったものですから、いささかビックリしております。これは思いきった施策が行われているという印象ですね。ちなみに補助率はどのくらいですか。

(廃棄物対策課：吉留課長)

個人設置型の場合ですと、大体浄化槽1機が5人槽で84万円が標準ですが、6割が個人負担になります。従いまして個人さんの負担は50万くらい。残りは国・県・市町村が3分の1ずつ補助をする、これが個人設置型ですね。

それからもう一つの市町村設置型につきましては、個人さんの負担は1割、10%ですね、残りの90%は市町村が負担いたしますが、そのうちの3分の1は国、それから7.5%は県が補助をいたします。以上です。

(浅野会長)

はい、よろしゅうございましょうか。

はい、山崎委員、どうぞ。

(山崎委員)

山崎でございます。

生物多様性戦略推進事業なのですけれども、8ページ。

これにつきましては県の戦略を策定しているわけですね、ところが、ここへ上がってきている形でお示しいただくと非常に単発的な印象を受けてしまうわけですが、全体的な戦略、その目標とそれについて、それぞれの施策がどう貢献していくのかとかですね、いわゆる戦略としての位置づけを明快にさせていただいたほうがわかりやすいんじゃないかという気がしましたので、もし何

かアイデアがあればお伺いしたいと思います。

(浅野会長)

これは、なかなか答えにくいかもしれません。

今日は重点的にここには特に力を入れてやるということだけが出ているので、これしかやらないって言っているわけではなくて、他にもいっぱいあるけどここを重点的にやりますということを出しておられるわけですね。ですから、生物多様性戦略が作られたのでそれがどのように実行されていくのかという、全体のそちらの話はそちらの話でまたあるわけですね。

長い時間は無理かもしれませんが、2、3分で戦略をどのように今年度展開しようとしているのか何かありましたら。

(自然環境課：高田課長)

自然環境課でございます。

生物多様性に関しましては、2020年にどうありたいというビジョンを踏まえて、これから10年間の行動計画を定めまして、さらに今出来ることを5年間のスパンで200のプロジェクトと13の重点プロジェクトという形で設けております。これを今重点プロジェクトを優先に1つずつ取り組んでいるということでありまして、ここにお示ししたものが主に重点プロジェクトの中になります。この進捗に関しましては1つ1つ申し上げるのは難しいのですが、順を追って計画的にこの5年間でしておりますので、終わったものについてはホームページ等で皆さんにお示ししていくことを考えております。よろしいでしょうか。

(浅野会長)

ということでございます。よろしゅうございますね。

スイゼンジノリの保全対策も今回重点となっておりますが、これは公害等調整委員会との案件との関連が結構深いような気がしますが、これで話がまとまったという理解でよろしいですね。

(長谷川部長)

今、御指摘の公害等調整委員会との対応というのは、元々、水源といいますか、水の量の過去の問題になるのですが、今回のスイゼンジノリの保護対策につきましては、実はこの黄金川でスイゼンジノリを養殖しているのは2つの事業者さんがいらっしゃいまして、一方の歴史のある事業者さんにつきましては、なかなか事業が、経営上の問題があって、上手く出来ていないということからですね、地元では、その養殖が行われなくなってしまうとスイゼンジノリ自体が保全出来なくなるという危機感が非常にございまして、そういったことから、まずは県ではですね、スイゼンジノリにつきましては、朝倉に内水面研究所と

いう、これはいわゆる海洋技術センターという、昔の水産試験場と言った方がわかりやすいかもしれませんが、河川の生物についての研究をやっておりますが、そこでこの黄金川を使いまして、養殖を行うという実証実験に取り組んでおります。

それと合わせて、今回環境部では、国の希少絶滅危惧種の保全対策の事業を活用いたしまして、地元の住民のみなさん、それから高校生とか若い方々、それから地元の保健所の県の職員、こういった皆の力を合わせる形で、いわゆるソフト的な部分を中心に保全活動を進めていくという、合わせて一部河川の草刈りや河床の整備というものをやってですね、それから県の内水面研究所の事業化、実証実験のモデル事業等と一緒に進めていこうというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。有名なスイゼンジノリが福岡県の地産であることを知らなかったです。こういうことはもっと関心を持った方がいいかもしれません。

他にありますか。

(自然環境課：高田課長)

すいません、先程、生物多様性戦略の県のビジョンを2020年と申しましたが、2050年の姿をビジョンにしていました。失礼しました。

(浅野会長)

2050年、気長くやらないとどうにもならないようです。

他に何かありますか。はい、田中委員どうぞ。

(田中(昭)委員)

田中でございます。

2ページの大気汚染監視強化事業に関しましてお尋ねしたいのですが、迅速に大気汚染の状況を知らせるという趣旨で記載されているかと思えますけども、そうしますと長崎県とか佐賀県の状況を早く把握してそれも県民に伝えるという方法とかはとられているのでしょうか。

よく天気予報で「雨雲がこちらから来て」というのが流れていますけれども、長崎、佐賀の状況も一緒にホームページ等で掲載した方が、もうすぐ福岡県にもこういう濃度でやってくるのではなかろうかと把握しやすいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(環境保全課：中村課長)

現在は福岡県のみを掲載しています。ただこの中でPM2.5の注意喚起、

光化学オキシダントの注意報発令の際には、うちで判断する材料として、それが国内の原因なのか大陸からの移流なのかというような判断をするときに、例えば長崎県の対馬とか壱岐とかの何時間か前の濃度を見まして、そこが高いと雲がこっちに来ているんじゃないかとか、あとは気流の関係もありますのでそういう判断材料ぐらいには、福岡県の段階ではしている状況ではございます。

ただ、同時に掲載してしまいますと、まだ大気の移流の具体的なメカニズムがよくわかりませんので、例えば長崎の壱岐とか対馬が高くて、それがこっちに来るのか、その辺がまだ不明確な部分がありますので、今の段階では福岡県内の先程の全測定局を掲載するというのが限界なのかなというふうには考えております。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。

予報というようなシステムの場合には、たぶん長崎、佐賀というよりももっと全体の気象条件を見ながら検討していくということがあるでしょうから、機械的に長崎、佐賀の情報を流すのが良いかどうかというのは、逆に問題があるかもしれません。

それから、現実に調べられている中で、荒尾のあたりがとっても高いですね。不思議でしょうがないです。ということは、どうも有明海のちょっと溝みたいなところが、何かルートになっているのかなあという気もしたのですが、よくわかりません。

ただはっきりしていることは、環境省が調査していますけども、福江でまず上がるのですね。同じ測定を中国と済州島と福江でやっています、だいたい順々に上がってきて、その次にこっちというのが分かっていますので、もうこういう研究がもっと成果を上げていくと、だいたいどのあたりのデータをとれば、この次はどこ出てきますから、まだまだ研究途上という感じですね。

他に何かありますか。

(松富士委員)

先程、聞き忘れましたが、ふくおか生きもの見つけ隊の中のリスト15種、これは非常にわかりやすく、それから問題が多い種ということで選ばれたと聞いておりますが、例えば両生類のウシガエルよりも今福岡県はトノサマガエルが減っているということで、なのになぜこれに選ばれてないのか。

それから、植物学者なんかに聞けば、私も前にここで発言したことがありますが、柳川、県南地区の方ではブラジルチドメグサの繁茂っているのも非常に大きいわけですね。これが抜けているのはなぜかと。むしろ、県全体でいけば、まだブラジルチドメグサっているのはあんまり広がっていませんが、これも全域に広がる度合っているのはこれが一番問題ではないのかなというふうに思っていますけど、この辺がなぜなのか、あるいは補助的なことでの追記とか出

来るのかということをお尋ねしたいと思います。

(浅野会長)

はい、自然環境課長。どうぞ。

(自然環境課：高田課長)

生きもの見つけ隊は、小学校5，6年生を中心に夏休みに生きもの見つけていただきたいという事業でございまして、これの対象種を選ぶ際に非常に議論いたしました。

トノサマガエルも在来種の希少種、希少な生き物として上げようという論議をしたのですが、逆にこれが見つけにくくなりすぎているのではないかと、子供たちが探すのはちょっと大変ではないかということで候補としてあげませんでした。

それからブラジルチドメグサも県南部の方では非常に深刻な繁茂をみせておりまして、しかし、これは県全体の取組としては非常にちょっと選択するのは難しい種でございましたので挙げませんでした。別途このブラジルチドメグサに関しては南筑後保健福祉環境事務所の地域環境協議会の方で、高校生の皆さんや地域の皆様と一緒にこれの繁茂を防ぐような取組を続けているところでございます。

(浅野会長)

はい、よろしゅうございますね。

他にございますか。まだ御発言でない方で何かございましたら、よろしゅうございましょうか。

(井上(眞)委員)

全体に対する要望なのですが、それぞれの事業で、この同じ事業名称で既にスタートしているもの、例えば25年からスタートしたものとか、24年からスタートしたものとかありましたら、全体の中での今年度の計画の位置づけを含めて提案していただけたら、事業に対する理解が委員にとっては深まると思います。以上です。

(浅野会長)

はい、わかりました。

全体の流れについてはですね、環境白書が作られていて、それに全部の事業が載っています。それも委員のみなさまには資料をお配りしていて、その概要については、毎年年度末にこの審議会場で報告を受けていますので、それを前提にしたうえで今年度はどこに力を入れてやろうとしているかという御説明ですから、同じことをやるとまた同じことを二度繰り返すことになってしまいます。

御関心があるようでしたら、白書を御覧いただきたいと思います。

それからここにある名称は、多分事業名称である場合もあるし、わかりやすくするためにこういうタイトルをつけて表示しておられるものもあるので、これが、そのまま直ちに県の予算の中での事業にピタッと一致するかというのは、必ずしも一致しないだろうと思います。東ねて書いておられる場合もあります。

今の御要望がありましたので、次の白書の御報告をされるときには重点政策としてやったものについては、特にこうだったということを強調していただくと、よく理解できるかもしれませんから、その辺は御配慮をよろしく願います。

それでは、重点政策については以上にさせていただきます。

もし更にこれ以上御質問がおありの場合は、直接事務局にお尋ねいただければ、お答えいただけると思いますので、お願いします。

それから、前から松富士委員から度々御指摘がありました、災害復旧事業における河川環境への配慮についてです。今日はこれについての御説明をいただくことにいたしましたのでよろしくお願いします。

(河川課：松延課長)

県土整備部河川課長の松延でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題その他の報告にあります、災害復旧事業における河川環境への配慮について御報告いたします。座って御説明させていただきます。

それでは資料6の1ページの概要を御覧ください。

今回の報告では、まず、多自然川づくりについて、簡単な概略を御説明したあとに平成24年7月九州北部豪雨における災害復旧事業の事例について御説明させていただきます。

まず多自然川づくりに関する河川行政の歴史について御説明いたします。かつて河川の事業は、洪水をすみやかに海まで流すことを目的とした地水、それから、福岡県においては慢性的に不足します水資源開発などの利水に重点が置かれておりましたけども、高度成長期を終えまして、ゆとりを持てるようになりますと人々の川へのニーズが変化してまいりました。潤いの場として、次に町のシンボルとして、そして自然環境としてさまざまなニーズが河川空間に求められるようになっております。

それに応えるために平成2年でございますが、国がパイロット的に多自然川づくりを始めようというふうに政策を変えております。その後も平成9年に河川法の改正、平成13年に自然再生推進法が施行されるなどますます環境への配慮が進められてきております。

現在、福岡県では、すべての川づくりにおきまして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし、歴史、文化との調和にも配慮しまして、河川が本来有しております生物の生息、育成、生育、繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する多自然川づくりを基本として進めていくこととしてお

ります。

豪雨災害などにより被災した河川を復旧する事業、いわゆる災害復旧事業におきましても、この多自然川づくりに基づいた河川整備を行っております。

多自然川づくりにおける具体的な留意事項としまして、2の方に5点ほど上げております。

まず1つ目でございますが、河畔樹木や瀬、淵についてでございます。

従来の河川は、いわゆる三面張りのような、治水断面と言いますけれども、治水断面の確保を優先したため、瀬、淵が失われてしまいがちでございました。多自然川づくりにおきましては、治水の観点からも検討を行うのはもちろんですけれども、従前から河畔林や瀬、淵といった河川の環境要素は保全することを前提にして河道計画をたてていくこととしております。

2点目でございますが、文化財保護法や県における条例で指定された天然記念物、環境省のレッドリスト掲載等に該当している生物種を重要種ともいえますけれども、この重要種は特殊な育成環境を必要とする場合が多いこと、また個体数そのものが減少しているため得られる情報が乏しく、とりわけ、災害復旧においては、情報収集する期間そのものも限られております。重要種の生息育成環境におきましては、詳しい専門家からの情報を収集するなどして対策を講じるようにしております。

また、平常時に流水が流れている流路、これを滯筋と言いますけれども、現況の滯筋が良好な自然環境を形成している場合、つまり水深や流速に変化がみられ、自然の特性やメカニズム、自然の復元力による良好な河道が形成される場合には、蛇行などの現況流路の線形を尊重し、計画に取り入れることとしております。

水際部でございますが、これについては、出来るだけ河床や河岸材料等を用いて、自然な水際部を復元するという事で、植物、魚類を初めとした水生生物の良好な生息、育成、繁殖環境を確保するように努めております。

最後に景観についてですが、配慮すべきところにつきましては、従来の人工的なブロック積みというのは、現在ではあまり使われておりませんで、特に配慮すべきところには、自然石ブロックですとか、特殊な型枠を使って自然石がもつザラザラとした質感を持ったブロック積みなどが行われております。

また、滯筋を施行する際にも、景観に配慮が必要なところについては、化粧型枠を使ってコンクリート面にデザインを施す等の工夫も行っております。

続きまして3番目の多自然川づくりアドバイザー制度についてを御覧いただきたいと思っております。

多自然川づくりアドバイザー制度というのは、平成24年7月九州北部豪雨におきまして災害復旧事業に取り組むことになりましたけれども、一連区間の河川整備を大規模かつ短期間に実施することが多ございます。このため、多くの配慮すべき事業が必要となるわけでございますが、先程御説明したように、多自然化川づくりの留意事項等を効果的に効率的に推進するために、多自然川

づくりに関しまして広範な知識を有しておられますアドバイザーを選定しまして、事業の要請に対し助言を行っていただき、工学や生態学等の必要な知見を適切に提供していく制度でございます。

1 ページ目の下のところに、多自然アドバイザーと事業者である福岡県との関わりについての時系列で図示しておりますので御覧いただきたいと思っております。

助言を受けるタイミングといたしましては、被災してアドバイザー派遣要請を行った後、アドバイザーとの現地踏査を行います。現地踏査時にうけました助言を元に、被災箇所の復旧工法の検討、それから計画素案の作成に対しましてアドバイザーに確認の上、災害復旧事業の事業採択に向けた手続きを行ってまいります。策定した事業計画につきましては、事業着手前にアドバイザーに報告を行います。現地踏査のみならず計画に変更が生じた場合など事業の進捗に応じまして、アドバイザーから必要な助言を受けつつ所定の手続きを実施しております。これから御説明します矢部川の災害復旧助成事業でも、多自然アドバイザー制度を活用しております。九州大学の島谷教授、それから国土技術政策総合研究所の服部部長など多自然アドバイザーとして助言を受けております。

2 ページ目の4の矢部川災害復旧助成事業につきまして、概略を御説明いたします。最後のページにも、事業の概要を参考資料として載せておりますので御覧いただきたいと思っております。

御存知の方もいらっしゃると思っております。平成24年7月の九州北部豪雨によりまして、矢部川水系の一級河川、矢部川・星野川・笠原川で河川が氾濫し、護岸の崩壊や家屋浸水等の甚大な被害が発生いたしました。元の河川に戻す原形復旧というものだけでは再度災害の軽減・防止が図れないというものに関しまして、災害復旧助成事業というふうに申しておりますが、被災箇所を含んで一連区間において河川断面を広げたり、河川の流路の線形を改良したりする事業がございます。これが災害改良復旧事業と申しているところですが、矢部川におきましては、先程申しました矢部川・星野川・笠原川におきまして3河川合わせまして35.9kmの改良復旧に取り組んでおります。

2 ページの5でございますが、多自然アドバイザーを通じて得られた助言内容を載せております。

自然環境に関する助言につきましては、重要種、工事の実施について、ホタルの生息について、またその他の事項についてということで、それぞれ助言をいただきました。重要種につきましては、スナヤツメ、オヤニラミ、カジカ、アカザなど事業区間における重要種として認識しております。それぞれが好んでいる河川環境につきまして、中長期の濁水を生じさせないように濁水対策を講じるべきとの助言をうけております。

工事の実施につきましては護岸の工法及び材料に関する留意事項としまして、隙間を維持することが重要であることなどと助言をいただいております。

それからアユへの配慮として、護岸材料はコンクリートよりも藻類の付着す

る自然石を使用することなどと助言をいただいております。

3ページの事業への反映でございます。

これらの助言を事業へ反映させるために、八女県土整備事務所におきましては、全ての復旧工事に関しまして、発注時に「河川内特記仕様書」を添付して業者に河川環境に配慮するよう指導を行っております。

また、具体的には、工事着手前に河床などの状況及び「復元目標報告書」というものを提出させ、復元内容について承認を受け、河川工事完成前に河床などの復元報告書を提出させて、復元内容の確認を行っております。ページ中の中央にあります写真を御覧いただけたらと思います。通常、河川工事の跡につきましても、かなり状況が工事前と変わるような感じでございますが、御覧のとおり、護岸ができて、川の中の石につきましても、かなりの復旧をしているのが御覧いただけるとと思います。

それから濁水、汚水対策としましても施設を設けて対策を行っております。以上でございます。

(浅野会長)

それではただ今の御説明について御質問、御意見ございましたらどうぞ。

(堤委員)

堤でございます。委員の皆さん、専門家の方もいらっしゃいますのでちょっとお尋ねしたいのですけれども。

先日、ペシャワール会の中村哲医師のお話をお聞きしまして、筑後の伝統的な工法である蛇籠工法で、その上に柳を植えることで非常に強くなるということですか、朝倉の山田堰、アフガニスタンでですね、そういう伝統工法によって緑化事業に取り組んでおられる、成功しておられると聞きました。そういった工法について、どういう評価をされているのか、この多自然川づくり大変とても重要な事業だと思いますので、もしよろしければどなたか御意見いただければと思います。

(浅野会長)

はい、これは事務局に対する質問でなくて、ここにおられる専門家ということを含めてですね。

他に御質問ございますか。御質問あれば1人2人伺って、後で答えてもらいましょう。

松富士委員よろしいですか、はい。

(松富士委員)

委員長にお礼申し上げますけども、こういう議題を取り上げていただいたこと非常にありがたいと思っております。

今、県の方から説明受けて、私も実は矢部川については、一昨日でちょうど2周年になりますので、私も上流から下流まで回ってきたのですが、今御説明を受けたような配慮したっていうのが感想としてはほとんどないなど、コンクリートで固めたものが多いなど印象がありますが、県としてはこういうことに配慮しているんだということで、是非これからもそういったことをですね、今年度ではちょっと難しいと思いますけども、来年度には3周年の時に復興現場を、例えばこの委員の方に見ていただく機会だとか、それから地元の方とか色んな関係者の方が見るような機会っていうのを設けていただければというふうに思いました。

アドバイザー制度についてもですね、例えば矢部川の景観協議会というのがございまして、こういったものについて、こういった景観を守るためにという話を以前しておりましたけども、アドバイザー制度の時にですね、わたしどものメンバーには県から事前の話があっておりません。

本当に実効のある、地元の声を吸い上げられた取組、対策というのをですね是非取り組んでいただきたいというふうに思います。

(浅野会長)

御意見に近いものがあります。

他に御質問、御意見ございますか。平井委員どうぞ。今日は代理で古木さんですね。

(平井委員 代理：古木様)

先程蛇籠という話がでましたけども、災害復旧の場合ですね、一般論を述べさせていただきますと、災害復旧もそうですし、通常の河川改修もそうなんですけど、要は外力っていう、洪水時の水の流速によって、どれだけでもつかというのを考えないといけないのです。当然上流のところは、この間の土石流ありましたよね、長野（南木曾町7/9災害）で、ああいうところはガッチリ固めないのととてもじゃないけどもたない、あんな土石が流れてくるところでございまして、当然自然景観を配慮しながら、自然素材を繋げながら固めていくかどうかっていうのを判断しないとイケない。判断しないとイケないですね、流域によって。そして、今言われたように、蛇籠って言いますのは結構ゆるやかなところなんです、一般論ですよ。場合によってめくり上がるということがありますので。要は流速といいますか、洪水時に流れる速度に対してどれだけでもつかというところを河川工学上の計算もありますし、経験的にここは使っても大丈夫とか、ここは使うと今まで過去豪雨災害があったというのがありますので、それは川の流域それぞれで色々経験的に見ていかないといけない部分がありますので、一般論と経験的に見る部分がございますので、それは県の河川課さんあたりがよくコントロールしてやられるのじゃないかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

他にございますか。他に専門家の方でなにかありますか。

はい、山崎委員。

(山崎委員)

今の堤委員の御質問は要するに、先程も同じようなことが報告されていたのですけれども、いわゆる魚とか生物の隠れ家をいかに実際に作っていくかという話で、上流の方は先程おっしゃっていましたように、流速が速いものですから、なかなか穴をうまく維持していくのが難しい。ただ実際には、結構大きな石が積み重なっている状況もあるわけですから、その辺をうまく利用しながら、ポイドというかですね、それをいかに保全していくかあたりは、今はつきりところすればいいというところまでは技術的にいってないと思うのですが、それはやりようがあるかなと言う気がします。

ですから、そういった側面から話をさせていただくと、今環境技術というのは日本が最先端いつているわけですし、今まであった技術をうまく並べればうまくいくというわけにはなかなかいかなくて、やっぱり技術開発、研究、調査というあたりはやっぱり重要になってくるかと思えますね。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

そしたら河川課長、先程、松富士委員から御意見、御要望ございました、何かございましたらどうぞ。

(河川課長：松延課長)

現場を見られて、とても環境に配慮した工事ではないと感じられているのかもしれないですけども、どうしても災害復旧となりますと、川の中をいじくりまわすようなことは仕方がないことなんです。ただし、出来上がった護岸を含めて、河川の中を元の状態、例えばですね、先程河川内の特記仕様書と申しましたけども、工事業者に対しましては、河川の中の大きな石ですとかを持ち出すな、というような仕様も書いております。

それから、写真にありますように、河床を復元するように、最初目標を出させまして、その後報告を出させます。報告の中には、業者はですね、ものすごく小さいバックホウを使って元の滯筋を作りまして、その後、ポンプで小さな仮設道路を作っておりましたので、土砂で埋まった玉石のところを洗い流して、この写真にありますような河床に戻しております。ですから、ものすごい労力がいるので、復旧を急ぐと同時にかなりの配慮をしながら工事をしているものと我々は理解しております。

それから、景観協議会への打診と言いますか、意見を求めるということに関しては、おっしゃられたとおりに少し考えていきたいと考えております。

(浅野会長)

よろしく願いいたします。

なかなかこういうものは、議論が難しい面もあるわけですが、何なら全く配慮がなかった時代の復旧事業の写真と、こんな風に配慮してからの写真、2つが並んでいると、これだけ良くなったなとわかるわけですけど、最初から理想像を頭の中で描いて見ていると、まあこの程度かとなってしまいうんで、悪い例と悪くない例を並べる方が、こういう提案は効果的かもしれないですね。

いずれにせよ努力しておられるということについては、今日多少審議会の委員も理解できたことだろうと思います。松富士委員から御指摘がありましたので、わたくしも是非一度見に行きます。その時は付き合ってください。

それでは何か他にございますか。

はい、山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

災害復旧になると緊急性ですね、とにかく急がないといけないという問題と、もう一つは住民の方々の意見も短い間に聞いていかないといけないということで結構タイトになるのですよね、計画そのものが。

今の東日本大震災の復旧もやっぱりそうなのですね、ですから、それをクリアしようとすれば日頃の対応がどうしても必要になってきますね。先程のそれぞれの川にはですね、団体がありますよね。それとうまく交流をやりながら、次に何か起こった時にすぐそれが反映できるようにしとくってことが重要になって気がしました。

それから、実際に災害が起こった後ですね。住民の方は結構災害に対して意識がもういつているのですよね。ですから環境のことなんかはどうでもいいという意見もあってですね、県の方も苦慮されるころかなという気がします。

そういう観点からも、やっぱりこういったマニュアル、例えば今回は河川ですけど、河川工事に対してどういうふうに配慮をやっていくかということ、予め県全体でコンセンサスを得ておいていただければ、説明の1つの材料としてやっていただくとうまくいきやすいんじゃないかなという気がしました。

いずれにしても、事前に県の方々も地域の方とうまく付き合っていたかどうかと、1つの方針を決めてこういう方針でやっていきたいと言っていたらやりやすいかなという気がします。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

それでは本日は予定した議事はこれで終わりにしたいと思います。ありがと

うございました。

後は事務局からどうぞ。

(環境政策課：池田企画広報監)

会長、円滑な議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりまして熱心に御審議くださりましてありがとうございました。県といたしましては、当審議会の御意見を踏まえまして今後の施策を進めてまいりたいと考えております。

それではこれもちまして、平成26年度第1回福岡県環境審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。